

○野木町特別支援教育就学奨励費交付要綱

平成25年3月4日教育委員会告示第4号

野木町特別支援教育就学奨励費交付要綱を次のように定め、平成25年4月1日から適用する。

野木町特別支援教育就学奨励費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条の規定に基づく特別支援学級に就学する児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対して特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を交付することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(交付の対象者)

第2条 就学奨励費を交付する対象者（以下「対象者」という。）は、町内に住所を有する特別支援学級に就学する児童生徒の保護者とする。

(就学奨励費の費目及び額)

第3条 就学奨励費の費目は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）に基づき、次に掲げるものとする。ただし、野木町就学援助費交付要綱（平成25年野木町教育委員会告示第 号）の規定による援助を受けている費目については、重複して受給することはできない。

- (1) 学用品等購入費
- (2) 新入学児童生徒学用品費等
- (3) 校外活動等参加費
- (4) 修学旅行費
- (5) 交流及び共同学習交通費
- (6) 職場実習交通費
- (7) 学校給食費
- (8) 通学費

2 就学奨励費の交付額は、特別支援教育就学奨励費の国庫補助限度単価とする。ただし、実費を給付することが望ましい旨定められているものについては、予算の範囲内で給付できるものとする。

(就学奨励費の申請)

第4条 就学奨励費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、特別支援

教育就学奨励費に係る収入額・需要調書（別記様式第1号）に同意書（別記様式第2号）を添付し当該児童生徒の在学する学校長（以下「学校長」という。）を通じて教育委員会に提出しなければならない。

（就学奨励費の認定等）

第5条 教育委員会は前条の申請を受理したときは、その内容を審議し、認定又は不認定の決定を行う。

2 前項の規定により認否を決定したときは、申請者及び学校長にその結果を通知するものとする。

3 第1項の規定により認定を受けた者が受給できる費目及び額は、その対象者の属する世帯の収入額及び需要額から算定した支弁区分による。

4 前項の支弁区分の算定方法は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年6月22日政令第157号）第2条の規定に基づくものとする。

（就学奨励費の交付）

第6条 就学奨励費は、学校長を通じて申請者に交付するものとする。

2 就学奨励費を交付する期間は、当該学年の始日から末日までとする。

3 年度途中において特別支援学級に入級した者については、入級した日が属する月から交付するものとする。

4 第2条の規定に該当しなくなったときは、交付を取り消すものとする。その場合、取消し日の属する月まで交付するものとする。

（事務処理の委任）

第7条 申請者は、委任状（別記様式第3号）により、就学奨励費に係る請求・受領等の権限を学校長に委任するものとする。

2 委任を受けた学校長は、当該委任状を教育委員会に提出しなければならない。

（認定の取消し等）

第8条 援助費の認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

（1）第2条の規定に該当しなくなったとき。

（2）偽りその他不正な手段により援助費を受けたことが判明したとき。

2 前項第2号の規定に該当する者に対し、既に交付した援助費の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別記様式第1号（第4条関係）

別記様式第2号（第4条関係）

別記様式第3号（第7条関係）